

「古琉球」関連施設整備事業（浦添城跡・伊祖城跡周辺地域）

観光 Wi-Fi 整備業務委託仕様書

1. 委託業務名

「古琉球」関連施設整備事業（浦添城跡・伊祖城跡周辺地域）観光 Wi-Fi 整備業務

2. 目的

令和元年 10 月 31 日の首里城火災による建造物や収蔵品の焼失に伴い、入域観光客の大幅な減少や満足度の低下が見込まれる。そのため、首里城に代わる複数の集客施設への誘客など、広域的な取り組みを実施し、入域観光客の減少、満足度の低下に歯止めをかける必要がある。

本業務では、入域観光客受入の代替施設となるべく、本市に存在する古琉球関連施設である浦添城跡、伊祖城跡周辺に公衆無線LAN環境を整備し、観光情報の発信強化、観光客の利便性向上を図ることを目的とする。

3. 契約期間

契約締結日の翌日から令和3年3月12日（金）まで

ただし、整備対象エリアへの Wi-Fi 整備は、

契約締結日の翌日から令和2年12月18日（金）まで

4. 委託上限金額

15,000 千円以内（消費税及び地方消費税含む）

※この金額は契約予定額ではなく、費用上限等を示すものである。

5. 委託業務内容

(1) 公衆無線 LAN 環境の整備及びサービスの提供

① 整備対象エリア

浦添城跡周辺、伊祖城跡周辺、沖縄都市モノレール駅周辺（経塚駅、浦添前田駅、てだこ浦西駅）

※本市の指示に基づき、施設管理者等との調整、許認可の諸手続き等については、すべて受託事業者の業務範囲とする。

② 公衆無線LANサービスの要件

ア 国内外の観光客が無料で利用できること。

イ SSID 名は、利用者の利便性を考慮し本市と協議の上、決定する。

ウ 公衆無線LANサービスは以下の要件を満たす認証システムのもとで提供されること。

- ・総務省が Wi-Fi 整備に係る補助金交付の要件として定めた認証基準に対応しているほか、データの暗号化、アクセス記録の保存及び違法・有害サイトのフィルタリング等、サイバー犯罪等の防止の観点から捜査当局が求める対策に対応できること。
- ・日本全国の主要駅、空港、コンビニエンスストアや百貨店等の民間施設等、浦添市内も含めて、できるだけ多くの他の公衆無線LANサービスとの認証連携を簡便化するとともに、訪日外国人利用者等の利便性を

向上させる外国語・日本語対応の Wi-Fi 接続アプリによる認証連携に対応していること。

エ 多言語(日本語・英語・繁体字・簡体字)に対応していること。

オ 災害時には認証手続の簡素化を行い、接続時間の制限を解除し、利用者が迅速かつ簡易に利用できるようにすること。

カ サービスエリア内において、利用者がアクセスポイント間を移動中に、通信切斷、利用者再認証等ができるだけ生じないこと。

キ 整備したWi-Fi(修正)の利用実績を Web で確認できること。

ク 本市の意向により、接続する時間、回数の制限を柔軟に設定できること。

ケ 公衆無線 LAN サービス利用者向けのサポート窓口を設けること。

コ 月別利用数、日別利用数、利用時間状況、デバイス別利用状況、利用言語状況を毎月レポートできること。

サ アプリ等を用いて国内外の他のフリーWi-Fiと認証連携できること。

③公衆無線LANサービス設備要件

ア アクセスポイント及びそれに付属する機器については、整備対象エリア周辺の環境や特性に応じて、有効伝送距離、同時接続数及び電波干渉への対応等を考慮した、最適なアクセスポイントを構築すること。

イ 台風等の災害に耐えられる機器を選択し、設置すること。

ウ 公衆無線 LAN サービスに必要な設備は事業費に含むものとする。

エ 公衆無線 LAN サービスに必要なネットワーク等は受託者において設計し、認証サーバーは施設内への設置を必要としないクラウド運用とすること。

オ アクセスポイントを設置する場所の詳細は、委託者と協議の上決定するものとし、設置にあたっては、安全かつ安定した設置場所を確保するとともに、景観を損なわないよう留意すること。

カ 設置については、可能な限り現状回復が行えるよう施工すること。

(2)公衆無線LANサービスの利用促進のための広報等

国内外からの観光客を対象とした利用促進のため、施設に対しステッカーの貼付や多言語対応のパンフレットの配置等の広報を行うこと。

(3)その他

上記以外に下記の内容の提案も受け付ける。

① 後年度の運用に係る経費が低減する仕組みの構築

② 公衆無線 LAN を活用した本市観光ポータルサイト「うらそえナビ」の周知を図るための仕組みの構築

6. 成果物

成果品として下記のものを納品すること。

①実績報告書

②操作マニュアル(利用者)

③設備台帳(ネットワーク構成図、機器台帳等)

- ④総合試験成績書
- ⑤経費明細書
- ⑥上記ドキュメントを保存した CD または DVD

7. 留意事項

受託者は、以下の内容に留意し業務を遂行すること。

- (1) 本仕様書に明記されていない事項であっても、公衆無線 LAN の整備及び公衆無線 LAN サービスの提供に当たって当然必要と認められるものについては、受託者においてこれを充足すること。
- (2) 契約後、速やかに本市の担当者と打ち合わせた上で、作業計画書及び実施体制図を提出し、承諾を得ること。
- (3) 疑義が生じた場合や、緊急事態時には、速やかに本市と協議できる体制を整えること。
- (4) 受託者は、業務の一部(70%以内)を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得なければならない。
- (5) 本件業務は沖縄振興特定事業推進費補助金を活用するものであり、交付金の適正な執行を確認する為、本仕様書に定める成果物以外にも、必要に応じて資料の作成やエビデンスを求める場合がある。その際は、求めに応じ、積極的に協力すること。
- (6) 本件業務の成果物に対する契約不適合の取り扱いについては、浦添市が不適合の事実を知ったときから1年以内にその旨を通知し、履行の追完請求を行った場合は、隠れた不具合、不良等を速やかに無償で是正しなければならない。対応期限については協議のうえ定める。
- (7) 本件業務の実施にあたり、疑義等が生じた場合は、双方協議のうえ決定する。
- (8) 受託者は、本事業(再委託をした場合も含む。)を履行する上で、個人情報扱う場合は、浦添市個人情報保護条例(平成 11 年9 月浦添市条例第 15 号)を遵守しなければならない。
- (9) 業務の成果の帰属等

①取得財産及び著作権の帰属

本件業務で取得した全ての財産は、浦添市へ帰属するものとする。また、本件業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権は、浦添市へ帰属する。

③ 著作権の処理

本件業務の実施による成果物は、映像、画像等の著作権上の管理関係を済ませた上で納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、本市指示に基づく場合を除き、受託事業者の責任において対応するものとし、本市は責任を負わない。